

郡山市立高瀬小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為です。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るということ、さらに、いじめは、重大な人権侵害であるとの基本認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持つことが重要です。

平成25年6月28日に『いじめ防止対策推進法』（以下、「推進法」という。）が成立し、同年9月28日に施行されました。学校においては、推進法の規定についての理解を深めるとともに、学校、教職員の責務として、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに適切かつ迅速に対処することが今まで以上に強く求められています。また、推進法の趣旨を児童や保護者に向けて情報発信することも必要です。

さらに、学校、郡山市教育委員会はもとより、家庭・地域・関係機関等の社会全体が一体となって、継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

こうした状況の中、平成26年4月『郡山市いじめ防止基本方針』（以下、「市の基本方針」という。）が策定され、それを受け、推進法第13条の規定に基づき、『高瀬小学校いじめ防止基本方針』を策定するものです。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめがある場合は適切かつ敏速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して同委員会を定期的（年3回）に開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応に当たる。

3 いじめの問題への対策

(1) いじめの未然防止のために

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- ③ いじめに関する校内研修の計画/実施
- ④ いじめに関する授業の実施、児童会活動による取り組みへの支援
- ⑤ 学校評価による検証と基本方針の見直し
- ⑥ 安心安全な居場所作りと心のかよい合う絆づくり

(2) 教職員による指導について

- ① いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ③ 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安全・安心」が保証された学級づくり
 - ・教師と子ども、子どもと子どもの中に心のつながりがある関係づくり
- ④ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
 - ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・学びを振り返り、成長した自分を自覚できる授業づくり
 - ・特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施

(3) 児童に培う力とその方策

- ① 培う力
 - ・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
 - ・「権利・人権」についての正しい知識と意識
 - ・援助希求力（助けを求めたり、相談できる力）
 - ・状況への応答力（周囲の状況を自分のこととして考え対応する力）
 - ・ストレスを適切に対処する力（ストレスを生きるエネルギーに変える力）
 - ・自己有用感、自己肯定感
- ② そのための方策
 - ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
 - ・総合的な学習の時間の充実
 - ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり
 - ・一人一人が活躍できる集団づくり
 - ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
 - ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
 - ・社会参画活動の推進

4 いじめの早期発見の取り組み

- (1) いじめの早期発見といじめ防止に係る基本認識
 - 本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の共有
 - いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- (2) アンケート調査の実施
 - 学期 1 回（6 月・10 月・2 月）児童に対するアンケート調査の実施とその対応
 - 教職員のいじめ評価と改善・・・学期 1 回（7 月・12 月・3 月）
- (3) 普段の子どもたちの見とりと情報交換
 - 日々の授業の充実
 - 自己有用感と自尊感情の醸成
 - 授業中の様子や日記や連絡帳の活用した子どもたちの思いや願いの把握
 - 1 日の朝の会・帰りの会の充実
 - 全児童を対象とした定期的な教育相談の実施
- (4) 教育相談や連絡帳等を活用した保護者との信頼関係の構築
 - 定期教育相談の実施
 - 連絡帳を活用した双方向の日々の対応
- (5) いじめ防止に関する研修の実施
 - いじめの防止に関する教職員の資質向上を図るいじめの防止に関する研修の年間計画への位置付けと実施

5 いじめの早期対応

- (1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談
 - ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
 - ② いじめと疑われる発見をした場合、その場で行方を止め、事実確認を行い、いじめた児童に適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに活かす。
 - ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
 - ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を「徹底して守り通す」という観点から、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 発見・通報を受けての組織的な対応
 - ① 発見・通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止等の対策組織」に報告し、組織的対応を図る。当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は校長が責任を持って、学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。
- (3) 被害者への対応及びその保護者への支援
 - ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

- ② 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
 - ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教育経験者・警察官経験者など外部専門者の協力を得る。
 - ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援を行う。
- (4) 加害児童及びその保護者への対応
- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - ② しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を行う。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ③ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については、教育委員会と十分協議する。
- (5) 集団への働きかけ
- ① すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (6) ネットいじめへの対応
- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除をする措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

6 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。
その場合、「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察ＯＢ」等の外部専門家が参加することもより実効的になることが期待される。

※ 上記の外部専門家については、現時点で対応できる範囲での配置とする。

- (2) 教職員は、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に一度位置付ける。

- (3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。

- (4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を進めながら設定する。

※ 調査内容については、十分な検討時間の確保が必要である。(調整をして実施する)

- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める必要がある。

＜具体例＞ ・家庭訪問や学校だよりでの啓発
・ＰＴＡや地域諸団体との連携（青少協との連携）
・学校評議員会での協議等

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、郡山市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 郡山市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、学校の下に調査機関を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を郡山市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

※郡山市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

8 教職員研修

- (1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に計画的に位置づける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ＰＴＡとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育のあり方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人ひとりが認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取り組み

- 児童の発達課題や成長、家庭教育のあり方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人ひとりが認め合い、高め合えるような授業実践に関わる講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を行い、教職員の共通理解を図る。
- 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 いじめ防止年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」後	○いじめ防止対策委員会 年3回 ・第一の職員会議の「生徒指導全大会」の中で「高瀬小学校いじめ防止基本」を確認。
5	・校内生活指導の確認と徹底	・困りごとアンケート調査実施月の職員会議後の生徒指導全体会議の中でアンケート結果の報告
6	・校外生活指導の確認と徹底	
7	・共通理解を図る諸問題の共有化	
7	・支援必要児童の共通理解と支援内容の確認	①6月：1回目（いじめ防止対策委員会） 「困りごとアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催 「いじめチェックリスト：教師用」（7用） ・児童及び学級集団の把握と対策
10	○校外子ども会（校外生活指導の徹底）	
11	・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	②10月：2回目（いじめ防止対策委員会） 「困りごとアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催
12	○教育相談の実施	
12	・全児童を対象に各検査及び資料をもとにし ながら全保護者との2者面談を実施する。	
2	○校外子ども会（校外生活指導の徹底）	
3	・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	③2月：3回目（いじめ防止対策委員会） 「困りごとアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催
2	○年間実施計画の見直しと改善	
3	・教育課程編成会議等による担当者会議	

10 学校評価と基本方針の改善

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

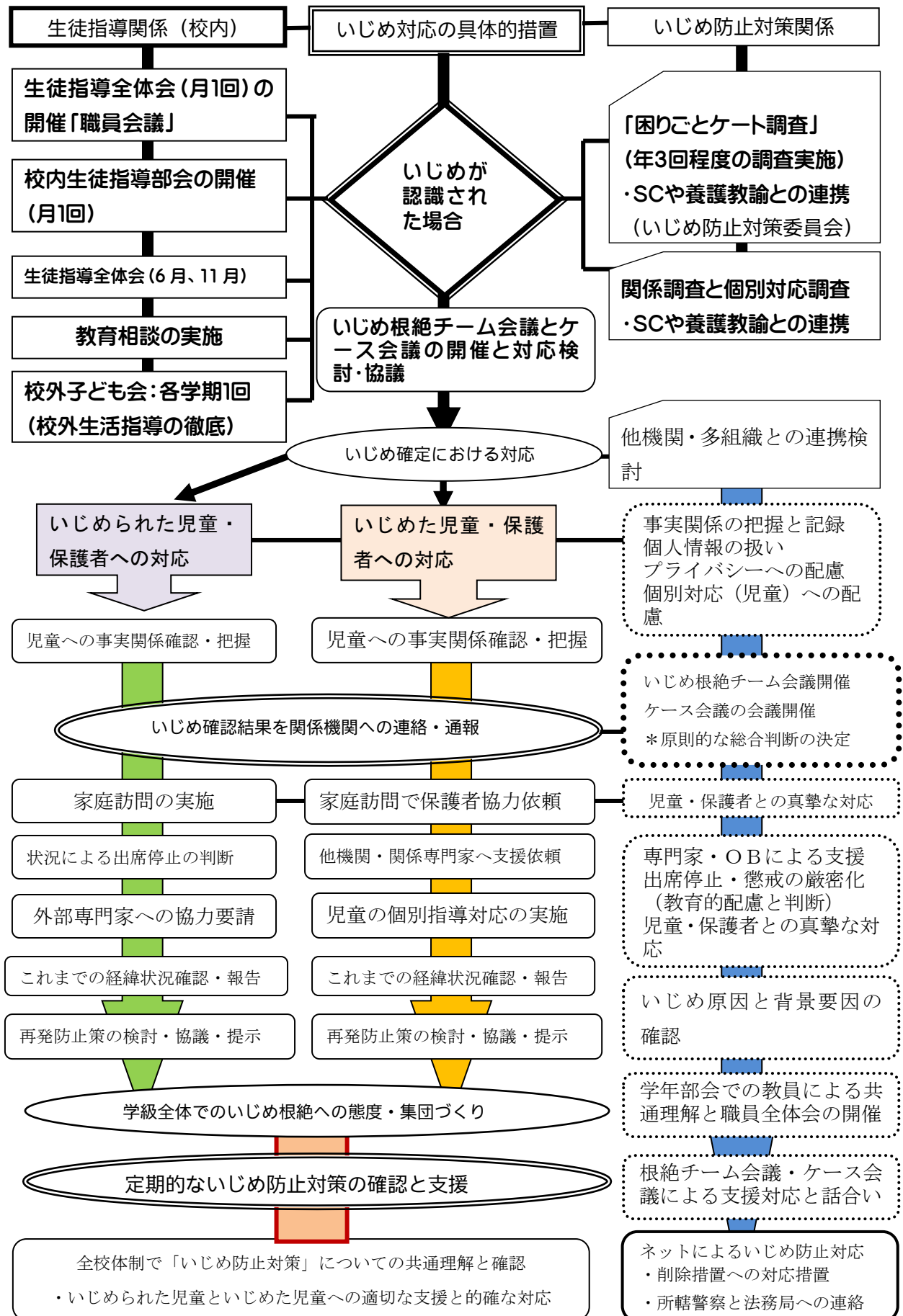
- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心のあり様を中心にアンケート調査を行うようにする。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置づけ、広く、こまめに情報を得るようにする。

- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。
- (2) 家庭や地域との連携
 - 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
 - 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。
- (3) P D C Aサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進
 - 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。

11 その他

- (1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出
 - 本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
 - 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
 - 取り出し指導や研修参加時等の補欠指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。
- (2) 担任力の向上
 - 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
 - めあてとつけたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
 - 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。
- (3) 家庭の様子の把握
 - 児童との会話・保護者との懇談・地域との会話の中など、常日頃から児童の家庭の状況についての変化の情報収集を図り、児童の変化が見られたときには速やかに対応できるようにしておく。
- (4) スポーツ少年団等との連携
 - スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、各スポーツ少年団の関係保護者を通して連携や共通理解を図る。
 - 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。
- (5) 町内会や育成会等との連携
 - 子ども育成会主催の球技大会等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるように支援する。
 - 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

【 いじめ防止対策における概略図 】



いじめ発見報告書

郡山市立高瀬小学校

NO	確認項目	具 体 的 事 実
1	発生日時 (確認日時)	平成 年 月 日 ()
2	発生場所 (確認場所)	
3	被害児童	年 組 氏名 (男 ・ 女)
		【とらえられた被害児童の思いや発言】
4	加害児童	年 組 氏名 (男 ・ 女)
		集団の場合 (氏名を連記)
		【とらえられた被害児童の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り等)	
6	情報受信者	

資 料

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教職員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席についている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 持ち物にいたずらをされる。 ☐ 給食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服の汚れ等がある。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ あわてて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席なることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の児童の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友だちが急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。 ☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。 ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭をほしがる。